

## 事業者向け説明会 Q&A 回答

よくある質問（都民の方向け・事業者向け）に記載していない質問事項について記載しております。また、登録の変更についてなど個別のお問い合わせにつきましては、事業者向けコールセンター（03-6435-2138 土日祝日含む 10時～19時まで開設）へご連絡ください。

### <対象の旅行者・宿泊施設>

（Q）登録の際、許可区分で住宅宿泊事業の区分がないのですが、何を選ばいいのでしょうか？

（A）本事業に宿が直接販売する宿泊事業者として登録することができるのは、旅館業法に基づき旅館業の許可を受け、都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く）を行う宿泊事業者です。なお、旅行者やOTA事業者が販売する旅行等の宿泊先を「民泊」（※）施設とすることは可能です。

（※）住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る東京都内の住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む東京都内の施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）

### <対象期間>

（Q）すでに登録済みの事業者ですが、6/10の正午から販売開始して良いですか。また、6/10以降に販売しても良いですか

（A）登録済みの事業者については、6/10の正午以降であれば、どのタイミングで販売開始していただいてもかまいません。ただし、実施期間は令和4年7月31日（日）まで（8月1日チェックアウトを含む）です。

### <都内在住要件>

（Q）旅行の参加者の中に都内在住者と都外在住者がいた場合、都外在住者は助成対象になりますか？

（A）都内在住者のみ助成対象になります。

（Q）旅行者の身分証明書及びワクチン接種証明または検査結果通知は、旅行会社や宿泊施設がコピーを受け取り、保管する必要がありますか？

（A）身分証明書及びワクチン接種証明または検査結果通知は、目視でのご確認をお願いします。コピーの受け取り、保管は必要ありません。

（Q）身分証明書はパスポートでもよいですか？

(A) パスポートは身分証明書としてご利用いただくことができません。身分証明書として利用可能な証明書等は、こちらをご確認ください。

#### <利用申込書>

(Q) 旅行業者が実施する宿泊旅行の場合、「添乗員のつかない宿泊旅行」における利用申込書の保管について、宿泊後、宿泊施設から旅行業者に取り寄せ、旅行業者で保管する必要がありますか

(A) 旅行業者または商品に組み込まれた宿泊施設などのいずれかにおいて保管をお願いいたします。(OTA事業者が実施する宿泊旅行の場合も同様です。)

(Q) 旅行会社店頭にて予約申込みの際に、宿泊者全員の「接種証明等、東京都在住」の確認が取れた場合には、所定欄に旅行業者確認済みの記入をした上で「旅行者に渡してください」となっていますが、一方で旅行業者において「5年間の保管」を規定されています。コピーを取り、原本(またはコピー)をお客様に手交するという理解でしょうか?

(A) 旅行者へは原本をお渡しください。コピーを取る必要はありません。旅行者はチェックイン時など商品に組み込まれた宿泊施設などへ原本を提出しますが、その原本を宿泊施設から旅行業者に戻すかは各事業者様の運用によるものとします。旅行業者または商品に組み込まれた宿泊施設などのいずれかにおいて保管をお願いいたします。(OTA事業者が実施する宿泊旅行の場合も同様です。)

(Q) OTA経由でホテルを予約した場合、ホテルで利用申込書を回収しなくても良いと認識しておりますが、宜しかったでしょうか。

(A) OTA経由の場合でも、利用申込書の回収が必要です。商品に組み込まれた宿泊施設などにて利用申込書を旅行者から回収するよう、周知をお願い致します。保管については、OTA事業者または宿泊施設などのいずれかにおいて保管をお願いいたします。

(Q) 宿泊事業者(宿への直接予約)の場合、利用申込書の原本は宿泊事業者が5年間保管する、写しを精算時に事務局へ提出することの他に、旅行者に写しをお渡しする必要がありますか?

(A) 旅行者に写しを交付する必要はありません。

(Q) 旅行業者経由の旅行商品で、本事業に登録していない宿泊施設に宿泊する場合、利用申込書は本事業に登録している旅行業者に返送してもらう必要がありますか。その際、宿泊施設側で受領したことを証明する押印などは不要ですか。

仮に利用者に利用申込書を手交せず、申し込み時点からそのまま旅行業者側で利用申込書を保管するという運用をしてはいけないのでしょうか?

(A) 利用申込書の原本を商品に組み込まれた宿泊施設から本事業に登録している旅行者に戻すかは各事業者様の運用によるものとします。旅行者または商品に組み込まれた宿泊施設などのいずれかにおいて保管をお願いいたします。

「旅行者等記入欄」については身分証明書とワクチン接種歴等を確認したところにおいて記入が必要ですが、押印については必ずしも必要ではありません。

予約受付時に旅行者において利用者全員分の都内在住とワクチン接種歴が確認できた場合については、旅行者で旅行者に利用申込書への記入をお願いしたうえで【旅行者等記入欄】についても旅行者で記入をしますが、この場合においても旅行者から商品に組み込まれた宿泊施設へ提出が必要になりますので、原本は旅行者へお渡ししてください。申し込み時点から利用申込書の原本を旅行者が保管することはできません。

(Q) 利用申込書の保管について、電子化し保管する方法(原本は破棄)は認められますか？また、本人確認書類やワクチン接種証明等については、その写しを保管しておく必要はないとの認識で良いですか？

(A) 利用申込書については原本の保管をお願い致します。本人確認書類やワクチン接種証明等については、目視での確認となりますので、写しを保管する必要はありません。

(Q) 予約時に旅行者全員の住所確認及びワクチン接種歴等が確認できない場合、予約時に旅行者から旅行者への「利用申込書」の提出は必要なく、旅行時の宿泊施設等で住所確認及びワクチン接種歴等の確認を行い、旅行者は宿泊施設等に利用申込書を提出するとの認識で合っていますでしょうか。また、旅行者は助成金精算時に「利用者申込書」の提出は必要ないとの認識で間違いはないでしょうか。

(A) その認識で問題ございません。

(Q) OTAからの予約でチェックイン時に、同行者が他道府県民であることが発覚した場合どうなりますか？

(A) 都民の方のみ助成対象になります。

(Q) 都内在住者と都外在住者との混合予約が発生した場合利用申込書の記入は全員必要でしょうか。

(A) 都民のみ記入が必要です

(Q) 旅行者記入欄には社判を押す必要はありませんか？

(A) 必要ありません。

### <ワクチン接種・検査陰性の確認>

(Q) 接種券に 3 回分のシールが貼られたものをご持参いただいた場合は認めてよいのでしょうか。

(A) 3 回目接種済のシールが貼られている接種記録書や接種済証の提示は有効です。他に、接種証明書、接種証明書アプリ（デジタル庁）の提示も有効です。また、これらを撮影した画像や写し（コピー）の提示でも問題ありません。

(Q) 団体のツアーの参加者のワクチン接種歴（3 回）又は PCR 検査等での陰性と都内在住の確認は、添乗員付きの募集型企画旅行の場合は添乗員が持つ参加者名簿、社員旅行の場合は企業団体からの申告の名簿などのように、名簿で確認する形で大丈夫でしょうか？それとも参加者ひとりひとりに提示を求める必要がありますか？

(A) 参加者ひとりひとりから提示を受け、確認をお願い致します。

(Q) 旅行業者の店頭にて、宿泊旅行の予約申込み時にワクチン接種歴（3 回）又は PCR 検査等での陰性の確認をする部分の流れにつきまして、「PCR 検査等での陰性」を利用条件とされる旅行者の場合、検査結果の有効期限内における申込でない限り、旅行業者での予約時点では陰性証明（検査結果通知書）の提示は受けられない事になるかと思えます。

従ってこのケースでは、旅行者が宿泊施設でのチェックイン時に適切に陰性証明（検査結果通知書）を提示するという前提で、助成金適用後の金額で販売をして構わないでしょうか？また、この場合に利用申込書の記入とワクチン接種歴（3 回）又は PCR 検査等での陰性と、都内在住の確認は、旅行業者と宿泊施設のどちらで行えば良いでしょうか。旅行者の PCR 検査等での陰性を利用条件とする旅行者が含まれる場合には、この宿泊にかかる助成金対象者全員（ワクチン3回接種済の方を含めて）が、チェックイン時に宿泊施設での確認が必要になる、という理解でよろしいでしょうか？

(A) 「PCR 検査等での陰性」を利用条件とされる旅行者が含まれる場合においては、基本的にワクチン3回接種済の方の確認も含めて宿泊施設でワクチン接種歴（3 回）又は PCR 検査等での陰性及び都内在住の必要書類を確認することとなります。この場合、販売時には旅行者が宿泊施設でのチェックイン時に適切に陰性証明（検査結果通知書）を提示するという前提で、助成金適用後の金額で販売をしていただくこととなります。

利用申込書については、ワクチン接種歴（3 回）又は PCR 検査等での陰性及び都内在住を確認する宿泊施設でチェックイン時に記入いただき、旅行業者または商品に組み込まれた宿泊施設のいずれかにおいて保管をお願いいたします。

(Q) 12 歳未満の子供の参加を想定している場合、ワクチン接種歴（3 回）の確認は必要でしょうか。市販の抗原検査キット（厚労省承認）の場合は、結果は画像の提出ではだめでしょうか。

(A) 12歳未満の方は、同居する保護者等の同伴がない場合にはPCR検査等での陰性の確認が必要です。陰性証明（検査結果通知書）については、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限の全ての記載が必要です。

(Q) 検査結果通知書の場合、予約時には有効期限内の検査結果通知書を確認できませんが、どのタイミングで旅行代金をお客様から収受すればよろしいでしょうか。

(A) 原則としては通常の支払いのタイミングで割引後の金額を収受してください。ただし、お客様との合意に基づき、割引前の金額を収受し、検査結果通知書の確認後に割引金額をお返りする形でもかまいません。

(Q) オンライン上での旅行商品販売（OTA等）の場合、予約時点では都内在住であることやワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性の確認ができませんが、どのようにすればいいですか？

(A) オンライン上では、都内在住及びワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性であることが証明書類により確認できないため、商品に組み込まれた宿泊施設などに対し、チェックイン時等に確認を行うようご案内をお願いします。

(Q) 手配旅行で団体での日帰りや宿泊の旅行をしていただく場合、ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性の旅行参加者全員分の確認が取れないと、全員分の助成にはなりません。もしくは参加者の確認が出来た方のみ、助成対象となりますか。

(A) 確認が出来た方のみ助成対象となります。

(Q) ワクチン接種・検査陰性の確認については学校団体も全員必要になりますか。

(A) 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、予防接種済証等や検査結果通知書等の確認は必要ありませんが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行ってください。

#### <子供の上乗せ助成>

(Q) 6歳以上は大人として旅行代金を設定している場合（例えば、25歳・14歳が宿泊した場合に、大人料金2名を頂いています）、助成金額はどうなりますか。

(A) 25歳の旅行者については1泊あたり定額5000円の助成金額となります。14歳の旅行者については1泊あたり定額5000円に、子供の上乗せ助成1000円を加えた、合計6000円の助成金額となります。（大人料金を適用している場合においても、子供の上乗せ助成の対象となります。）

(Q) 中学生以上のお子様は大人として取り扱っています。

(A) 子供の上乗せ助成は、各事業者にて大人として取り扱っている場合においても、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（平成16年4月2日以降に生まれた方）であれば対象になります。

(Q) 事業者向け Q&A に記載がある「1人当の内訳が確認できる場合」とは何をもって確認できるとするのでしょうか。

(A) 販売時及び助成金精算書類に1人当たりの旅行代金が明記されている場合は「1人当たりの内訳が確認できる」と判断します。

(Q) 子供の助成について、子供の宿泊も割り当ての中の1泊分としてカウントされるということでしょうか。また、添い寝される場合は助成および泊数のカウントはどうなりますでしょうか。

(A) 料金が発生している子供は1泊分としてカウントされます。

(Q) 資料では対象は18歳の子供のみと読み取れるのですが、他の年齢の子供は対象でないのでしょうか。

(A) 子供は平成16年4月2日以降に生まれた方になりますので、17歳以下の子供も対象となります。

(Q) 平成16年4月2日生まれ以降の子供が1名利用で、6,000円の宿泊料金で抗原検査他、条件を全て満たしていた場合は0円で宿泊できるか。

(A) 可能です。

### <旅行代金>

(Q) 日を跨いで運航する船での滞在は宿泊とみなされますか？

(A) 旅館業の営業許可を得ている船については、宿泊の定額助成5,000円の対象となります。

(Q) 宿泊税はもっと Tokyo の割引前の金額を基準として計算すべきですか、それとも割引後の金額を基準として計算すべきですか？

(A) 割引前の金額は税込みの金額とします。

(Q) 「対象旅行の参加者を募集・販売する際に、あらかじめ助成金に相当する金額を割り引いて販売してください。」とありますが、以下の認識であっていますでしょうか。

【例】助成前 1名1室6,000円（税込）の場合、宿泊料金1,000円で販売登録を行う

(A) 割引前の価格または割引後の価格（参加者の実際の支払い額）と併せ、割引金額がわかるようにしてください。

(Q) 旅行者負担がゼロになることはない、という注釈は日帰り旅行のみの対象でしょうか。

(A) 宿泊・日帰りともに子供の上乗せ助成をする場合には旅行代金がゼロになる場合もございます。

(Q) 駐車場代や朝食代といった付加サービスは「もっと Tokyo」の宿泊金額の対象となりますでしょうか。

(A) あらかじめ旅行代金に含まれるものであれば助成対象になります。

(Q) 1泊1人あたり6,000円以上の宿泊で5,000円割引とありますが、例えば一般価格6,500円のホテル（仕入れ価格4,500円）のコミッションをもらっている宿泊施設を利用する場合は、適用ですか？

(A) 旅行者に対する販売価格を助成対象の基準額とします。

(Q) 販売料金は固定（均一）ではなく変動（ダイナミックレート）で良いのでしょうか。

(A) 問題ありません。ただし、基準額以上の場合のみ助成になります。

(Q) 予約時には無料としていた添寝の子供を、当日チェックイン時に有料人員に変更する場合は助成の対象となりますか。

(A) 原則は事前に予約を行っていたもののみが助成の対象となりますが、助成要件にあてはまり、登録旅行事業者等において対応できる場合には助成対象とすることも可能です。

(Q) 日帰りプランで、事前に手配したお弁当を予約し公園等で食べることは、プランとして組み込んでも問題ないでしょうか？

(A) ツアーパッケージとして飲食が含まれており、行程内でお弁当を食べる場合は対象となります。飲食がお客様の任意の場合は助成対象外となります。

#### <事業中止・キャンセル料>

(Q) 検査陽性によるキャンセルの場合、お客様自己都合によるお取消とみなしてよいでしょうか。

(A) キャンセル料の取扱いは各事業者様の旅行約款に基づいて判断をお願いいたします。

#### <対象となる旅行商品等>

(Q) デイユースプラン（宿泊施設で数時間滞在）は宿泊や日帰り旅行のいずれにも該当しな

いのでしょうか？

(A) 宿泊施設のデイクース利用については、宿泊とはみなされません。また、デイクース利用のみでは日帰り旅行とみなされませんが、登録旅行業者が予約・手配する交通機関と組み合わせたツアーの中でデイクースを組み込む場合等は日帰り旅行として扱うことが可能です。

(Q) 日帰り旅行について出発地に戻るものとあるが、例えば A 地点に集合し、タクシーで移動して B 地点で解散するツアーは対象にはなりませんか？

(A) 実施要綱に記載の通り、日帰り旅行は出発日の当日中に出発地に帰ってくることが条件となっておりますので、対象外となります。また、1日周遊乗車券などを使って出発地に戻らない場合も対象外となります（1日周遊乗車券そのものの利用を排除するものではありません）。

(Q) 屋形船や釣船単体での東京湾周遊は助成対象になるのでしょうか？その際の東京圏内（越境しないと認められる範囲）は何処から何処までになるのでしょうか？

旅行業を取得している船会社、もしくは旅行業を取得している登録旅行業者が予約・手配するツアーに組み込まれており、かつ要綱に記載の通り東京都内における食事等（登録旅行会社が）が東京都内行程内に含まれている募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行であれば対象になります。なお、越境しないと認められる範囲について、発着地のいずれかでも都外になる場合は対象外となります。

(Q) 「都民割の対象旅行であることを明記」と資料にありましたが、オーダーメイドの場合や、お客様から宿泊施設の指定があって手配する場合（発生手配）は対象とならないのでしょうか？

(A) その場合も対象となりますが、旅行者が助成対象者であることを確認の上商品造成を行い、助成内容について旅行者に周知してください。

(Q) もっと Tokyo 対象のツアーと対象外のツアー（他県のお客様も参加）のツアーを同じバスに混乗して催行することは可能でしょうか。

(A) 催行可能ですが、もっと Tokyo の助成対象は都民のみとなります。

(Q) 都内のレストランを利用する場合、『バス～レストラン～バス』『電車～レストラン～電車』を旅行会社で手配して販売した場合は助成対象になりますでしょうか？

(A) 対象となりますが、出発日の当日中に出発地に帰ってくることが条件です。

(Q) 要綱に記載の日帰り旅行の定義において、交通機関にクルーズ船や遊覧船は含まれま



すか？

(A) 交通機関に含まれます。ただし、登録旅行業者が予約・手配するものである必要があります。

(Q) 要綱に記載の日帰り旅行の定義において、同行するガイドはボランティアガイドでも良いか、何か資格は必要ですか。

(A) 特に資格等は必要ありませんが、登録旅行業者が予約・手配するガイドの同行が必要になります。また、ガイドに対する報酬の有無は問いませんので、ボランティアガイドも含まれます。

(Q) ビジネス利用は可能でしょうか。よくある質問に公費出張は助成の対象とならないと記載がありますが、社名での領収書は発行不可という認識で間違いないでしょうか。

(A) ビジネス利用については、公費での出張以外は対象となります。そのため、公費に係わらない場合は、社名での領収書発行も可能です。

(Q) 連泊上限にて5泊をAホテル、Bホテルにて5泊といったチェックアウトした同日に“もっと Tokyo”を利用してチェックインできないとありますが、ホテルが異なる場合は助成対象外になりますか。

(A) ホテルが異なる場合も助成対象外となります。

(Q) ホテルのプランとしてOTAに日帰り旅行の登録は可能ですか？（例：ホテル休憩＋近隣飲食）

(A) 日帰り旅行については、登録旅行業者が予約・手配する交通機関（バス（貸切りバスを含む）、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用またはガイドの同行のあるものが助成対象です。なお、助成対象となる日帰り旅行をOTAで販売する事が出来るかは各OTA事業者にお問い合わせください。

(Q) 手配旅行で、自宅からタクシーの往復とホテルのランチバイキングでセットした場合日帰り旅行の助成は適用になりますでしょうか。

(A) 登録旅行業者が予約・手配するものであれば対象になります。

(Q) パッケージツアーとして1人あたり3泊4日100,000円で販売する商品がある場合、1泊一人あたり6,000円以上の宿泊施設を利用しているかどうかはどのように判別するのでしょうか。

(A) 旅行商品のツアー代金100,000円÷3泊＝1人泊あたり33,333…円＞6,000円のため対象です。

(Q) 旅行者との精算についてですが、ビジネス利用も可能との事ですが、領収書社名発行は可能でしょうか？

(A) 可能です。

(Q) 5連泊をOTAで適用の予約、6泊目を別のOTAから適用の予約でとった場合助成対象となりますか

(A) 同日のチェックアウトとチェックインの場合は助成対象となりません。

### <助成枠の割当>

(Q) 割引対象となる泊数の枠は人泊換算ですか

割引対象となる泊数の枠が各事業者に割り当てられておりますが、これは人泊換算と記載がありました。念のため確認なのですが、例えば1部屋で2名2泊で予約があった場合には助成枠は2名×2泊=4泊枠の消化になるのかもしくは2泊枠の消化になるのでしょうか。

(A) 人泊換算となります。例えば1部屋で2名2泊で予約があった場合には、助成枠は2名×2泊=4泊枠の消化になります。

(Q) 日帰りの枠配分について前は「〇名」でしたが、今回は「〇回」と表示されています。2人でも30人でも1回の扱いとなりますか？それとも「〇名」と読み替えて計算すれば良いですか？

(A) 「〇回」は「〇名」と読み替えて計算してください。例えば30人利用の場合は、30回という扱いになります。

(Q) 他社主催旅行を代理販売業者が代理販売する場合において、代理販売会社の割当枠を使うのでしょうか？それとも主催旅行会社の割当枠を使うのでしょうか？

(A) 旅行業者代理業の場合は本事業への登録ができませんが、登録旅行業者の枠を使って販売することは問題ありません。

(Q) 割当枠を早期に消化した場合、追加枠を請求することは出来るでしょうか？

(A) 現時点では、未定です。

(Q) 新規登録を予定している事業者ですが、割り当て数はどの程度になりますか。

(A) 割り当て数(想定)については事前にお示ししておりません。

(Q) 割り当てが宿泊のみになっているが、割り当て予算内なら日帰りに振り替えても良い

のでしょうか。

(A) 申し訳ございませんが、割当枠の振り替えは認められません。

#### <精算>

(Q) 実績報告書フォームはありますか？必要記載事項はどのようなものですか？以前同様、宿泊の証明（領収書など）の提出は必要ですか？

そうすると、①実績報告書 ②利用申込書 ③宿泊時の領収書等の写し の3点が精算時に必要になりますか？

(A) 助成金の精算方法については、ウェブサイトの事業者向けページ (<https://motto-tokyo.jp/sale/>) にも記載しておりますが、詳細については後日事務局よりご連絡いたしますので、お待ちください。

(Q) 実績報告の際に必要な様式4, 5のフォーマットはどちらで確認（ダウンロード）できますでしょうか。

(A) 様式については現在準備中です。準備が出来次第ホームページに掲載いたしますので、そちらでダウンロードをお願いします。

(Q) 補助金の申請方法がわかりません。どのタイミングでどのように申請をどこに出せばよいのでしょうか？

(A) 助成金の精算方法については、ウェブサイトの事業者向けページ (<https://motto-tokyo.jp/sale/>) にも記載しておりますが、詳細については後日事務局よりご連絡いたしますので、お待ちください。

(Q) 精算の際に事務費はありますか

(A) 助成額の1%分の事務費がございます。

(Q) ゲストがチェックアウト後に補助金の申請になると思いますが、申請には何が必要でどのようなプロセスを踏めばよいのでしょうか。また、申請先はどちらになりますか？

(A) 精算書類は、ウェブサイトに記載しておりますもっと Tokyo 事務局（精算）に送付いただきます。なお、助成金の精算方法については、追って事務局よりご連絡いたしますので、お待ちください。

#### <その他>

(Q) 本助成金を利用しての宿泊である旨を、何らかの形で宿泊施設宛に通知しておくことが必須となりますか？それは旅行業者側で各種証明書の確認を取っていた場合ではいかがでしょうか？

(A) 旅行者にて各種証明書の確認を取っていた場合も含め、本助成金を利用しての宿泊である旨を宿泊施設へ通知をお願いいたします。

(Q) これから事業者登録予定です。すでに7月より掲載が確定しているツアーについて、ツアータイトル等に“もっと Tokyo” 割引の掲載を入れておりません。事業者登録許可がおりた時点で、追ってお客様に“もっと Tokyo” 割引の適用のご案内をしてもいいのでしょうか。それとも募集の時点で告知が必要になりますでしょうか。

(A) 販売の時点で「もっと Tokyo」が対象である旨を明示いただければ対象となります。

(Q) HP掲載管理ツールのピックアップ管理に申請をしたツアー、宿泊のみが販売可能でしょうか？

(A) ピックアップ管理に申請をしていないツアー、宿泊でも販売可能です。(販売に関して、ピックアップ管理への申請は必須ではありません)

(Q) 「本事業の参加者において新型コロナウイルスの感染が確認された場合、速やかに財団または事務局あてにその旨を報告すること」とありますが、主な目的はなんでしょうか。統計目的であるのか、報告したことで参加者になにかしらの連絡が入ることがあるのでしょうか。個人情報の取り扱いにおいて指摘される場合があるため、お教えてください。

(A) 感染防止対策を徹底しながら、都民の都内観光の促進につなげるという本事業の目的を踏まえ、情報提供いただくものとなります。なお、事務局から参加者に連絡が入ることはございません。

(Q) 当社は手配旅行で宿泊予約を受け付けていますが、すべての予約は当社サイト上での事前決済で、宿泊施設での現地支払いの予約は受け付けていません。これを踏まえて下記の通り質問いたします。

助成金額を事前に割り引いて販売することは必須でしょうか？それとも必要な申込条件の書類がすべて確認できた時点で、あとから助成金額分を旅行者に返金する販売方法も可能でしょうか？

(A) 原則としては通常の支払いのタイミングで割引後の金額を収受してください。ただし、お客様との合意に基づき、割引前の金額を収受し、必要な申込条件の書類がすべて確認できた後に割引金額をお返す形でもかまいません。

(Q) 宿泊施設側には本キャンペーンを利用して申し込んだ予約であることの通知は届きません。また宿泊代金も通常料金で事前支払い済みのお客様という見え方になり、当社サイト上で割引販売されたことは認識しません。このケースにおいては、宿泊施設側で身分証明書やワクチン接種の確認がなされることは想定しづらいのですが、やはり当社側で身分証

明書やワクチン接種情報の確認が必要でしょうか？オンラインでの事前支払いによる予約のケースの想定フローをご教示願います。

(A) オンライン上での販売の際は、お客様に当事業の対象であることを明示するとともに、宿泊施設へも当事業の対象である事を通知し、宿泊施設に身分証明書の確認やワクチン接種等の確認を実施するよう通知してください。

(Q) ホームページ上で販売する際は割引前の価格で表示を行い、ご到着時に「もっとTokyo」割引適用をいたします。といった表示でもよろしいでしょうか。

(A) ホームページ上で販売する際に、当事業の対象であることを明示するとともに、割引前の価格または割引後の価格（参加者の実際の支払い額）と併せ、割引金額がわかるようにしてください。

(Q) もっとTokyoのロゴを使用することはできますか？

(A) TokyoTokyoのロゴであれば、申請の上利用することが可能です。もっとTokyoHP下部の「東京を、もっと楽しもう」キャンペーンのバナーから申請してください。

(Q) 宿泊施設の自社サイト販売の場合、対象プランはプラン名やプラン文で、明記の必要がございますでしょうか？

(A) 明記をお願い致します。

(Q) 健康保険被保険者証は住所欄に手書きするものがほとんどかと思いますが、手書きの内容で東京都在住ということが確認できればOKとの認識でよろしいでしょうか。また、未記載のものは、証明書として認められないとの扱いでよろしいですか？

(A) 手書きの内容で確認できれば問題ございませんが、未記載のものは証明書として認められません。

(Q) 行程に組み込む事業者は「感染防止徹底宣言ステッカー」が必須になりますでしょうか

(A) 必須になります。加えて、飲食店においては、感染防止徹底点検済証の掲示が必要です。

(Q) 宿の方で6月までの予約しか対応しない、などもっとTokyoの公式対象期間内で期間を限定することは可能でしょうか？

(A) 可能です。

(Q) 弊社は民泊を運営している会社で、それぞれの施設を登録したいと思っております。

EXCEL に任意形式で資料をまとめることは把握しておりますが、それぞれの施設の写真必要でしょうか？一枚でも大丈夫でしょうか。

また感染防止ステッカーは、施設それぞれに設置しているわけではないのですが、会社のオフィスに設置してあるもので大丈夫でしょうか。

(A) 旅館業法に基づき旅館業の許可を受け、都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く）を行う宿泊事業者でなければ、宿が直接販売する場合は事業者登録対象外となります。また、事業者登録においては各施設の写真が必要で、感染防止ステッカーも各施設ごとに掲示が必要です。

(Q) 本社が他県にある場合、様式 1 に記載する会社所在地、代表者等は東京支店の情報ではなく、本社の情報となりますか？

(A) そのとおりです。

(Q) 他県に登録事業者（本社）がある場合、東京支店の他に、本社においても、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」が掲示されている写真が必要でしょうか。

(A) この場合、本社において掲示している写真は必要ありません。（掲示する必要はありません。）

(Q) 令和 2 年時点で登録した「担当者」に変更があった場合、この「変更手続き」はどのようにすればよろしいでしょうか？

(A) 事業者向け「登録申請」ページ (<https://motto-tokyo.jp/entry/>) に掲載の、「もっと Tokyo 登録事業者 登録事項変更届」をもっと Tokyo 事務局あてにメールにてご提出ください。メールアドレス：mtt002@jtb.com